

奈良県告示第六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、治道北部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	東口 義巳	大和郡山市白土町六〇六
〃	喜彦 六宏	〃 〃 六三〇
〃	中尾 好晴	〃 〃 一四七
〃	井上 勝紀	〃 〃 石川町五一七
〃	吉村 康一	〃 〃 五六一
〃	城 富佐夫	〃 〃 発志院町一三六
〃	城 敬治	〃 〃 一二二―三
〃	帶田 節男	〃 〃 中城町二九七
〃	沢村 正彦	〃 〃 番条町六三一
〃	井田 芳之	〃 〃 五九二
監事	藪内 昭男	〃 〃 石川町五四二
〃	安井 良信	〃 〃 京都府相楽郡精華町光台七―一九―九
〃	越智 昌史	〃 〃 大和郡山市発志院町三六六
〃	堀内 輝彦	〃 〃 中城町三〇七
〃	堀口 孝弘	〃 〃 番条町六一二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	東口 義巳	大和郡山市白土町六〇六
〃	喜彦 六宏	〃 〃 六三〇
〃	中尾 好晴	〃 〃 一四七
〃	井上 勝紀	〃 〃 石川町五一七
〃	吉村 康一	〃 〃 五六一
〃	城 富佐夫	〃 〃 発志院町一三六
〃	城 敬治	〃 〃 一二二―三

〃	〃	〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃
堀口 孝弘	堀内 輝彦	越智 昌史	安井 良信	藪内 昭男	辻井 尚代	仲 佐江子	井田 芳之	沢村 正彦	帶田 節男
〃	〃	大和郡山市発志院町三六六	京都府相楽郡精華町光台七―一九―九	〃	〃	〃	〃	〃	〃
番条町六一二	中城町三〇七			石川町五四二	中城町三一〇	白土町六五九	〃 五九二	番条町六三一	中城町二九七